

## 空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）の契約の解除について

平成 27 年 1 月 23 日  
国土交通省 航空局

## 1. 事案概要

市場化テスト（民間競争入札）として、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の契約期間にて実施している徳島空港土木施設維持修繕工事（以下「本工事」という。）の受注者である谷口工業株式会社（以下「現受注者」という。）の代理人弁護士から、平成 27 年 1 月 8 日付けで大阪航空局あてに「受任通知」が提出された。通知内容は、不況により同社を立て直すことが困難となり、平成 27 年 1 月 5 日をもって廃業し破産手続の申し立てを行っており、本工事を継続することが困難である旨の通知があった。

## 2. 対応

本年 1 月 5 日以降、本工事は履行されていないこと、また、従業員についても解雇されている状況であり、現受注者の状況を総合的に判断すると本工事を現受注者が引き続き履行することはできないことは明らかである。

このことは競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 22 条第 1 項第 1 号ニに該当するため、本工事の契約を解除することとする。

## 3. 解除後の措置

本工事は、①徳島空港の土木施設等を常に安全かつ円滑に機能させるための工事であり、緊急時への対応についても確保されなければならないこと。

また、②本工事については作業用機械等を用いる工事であり、国の職員が受注者によって業務を継続することは不可能であることから、速やかに新たな事業者を選定する必要がある。

一方、一般競争入札等による入札手続きを行う場合、ある程度の期間を要することから、速やかに事業者を選定することは困難である。

以上を踏まえ、徳島空港の安全を確保するため、解除後の措置（本年度末まで）については、会計法第 29 条の 3 第 4 項の「緊急の必要により競争に付することのできない場合」を適用し、1 月 20 日付で本工事の受注者を随意契約により決定した。

なお、本工事（来年度分）については 4 月 1 日から工事に着工する必要があるが、市場化テストの入札手続きで受注者を決定するには 3 ヶ月必要となることから、平成 27 年度については、一般競争入札手続きにて受注者を決定することとしたい。

現在手続き中のスケジュール（平成27年度市場化テストの例）

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 入札公告             | 平成26年12月上旬頃 |
| 申請書類及び技術提案書の提出期限 | 平成26年12月中旬頃 |
| 技術審査会            | 平成27年1月上旬頃  |
| 第三者委員会           | 平成27年1月中旬頃  |
| 入札審査会            | 平成27年1月中旬頃  |
| 競争参加資格通知         | 平成27年1月中旬頃  |
| 開札               | 平成27年2月上旬頃  |
| 落札予定者の決定         | 平成27年2月下旬頃  |
| 契約締結             | 平成27年4月1日   |

### 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（抄）

（契約の締結等）

第20条 国の行政機関等の長等は、第13条第1項（第15条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

#### 2 省略

（契約の解除等）

第22条 国の行政機関等の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第20条第1項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ハ（省略）

ニ 第20条第1項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

ホ～チ（省略）

二（省略）

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

4 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

### 会計法（昭和22年法律第35号）（抄）

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2, 3 （省略）

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 （省略）

### 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抄）

第102条の4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一, 二 （省略）

三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ （省略）

ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。

ハ以下 （省略）